

韮 総 第 5 0 6 号
令和8年9月25日

地区長・組長 各位

韮崎市長 内 藤 久 夫
(公 印 省 略)

災害時における指定避難所変更のお知らせの全戸配付について（依頼）

秋分の候、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素より、防災行政及び減災力の強いまちづくりにご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、穴山屋内運動場の完成に伴い、指定避難所に指定したことから、一部地区の指定避難所が変更となります。これにより穴山公民館分館は避難所の指定を解除します。

つきましては、災害時における指定避難所の変更のお知らせを送付いたしますので、全戸配付いただきますよう重ねてお願い申し上げます。

問い合わせ

韮崎市総務課危機管理担当

TEL：0551-45-9368

Mail：soumu@city.nirasaki.lg.jp

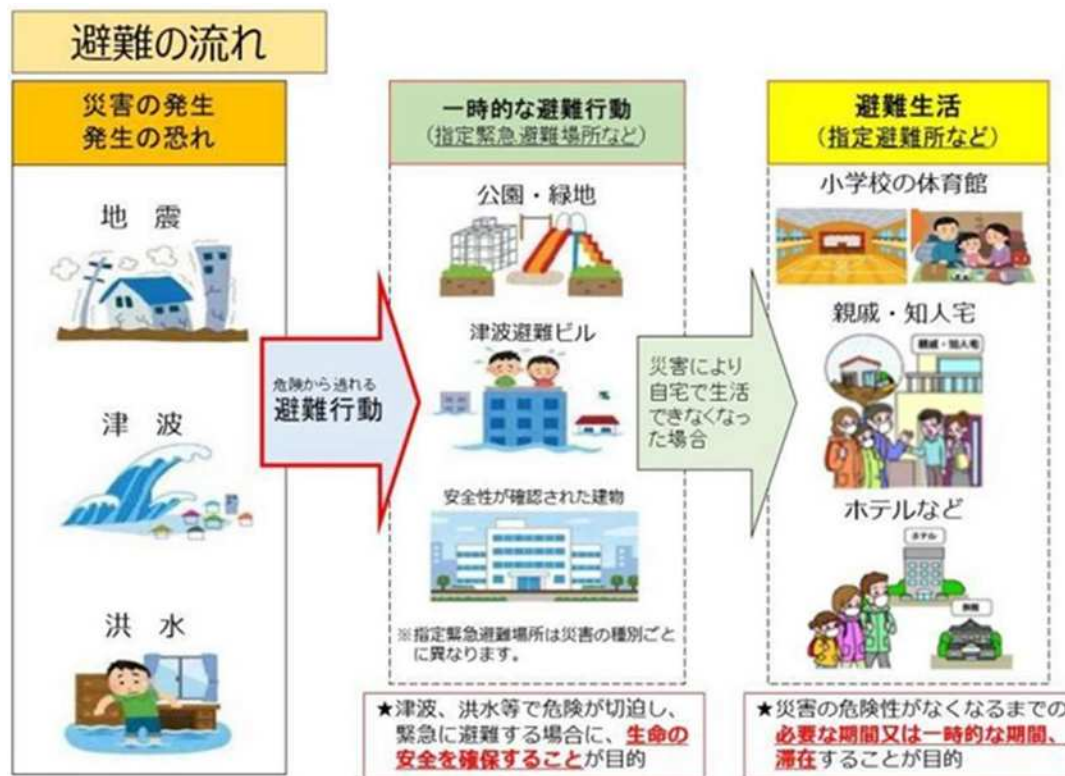
災害時における**指定避難所**変更のお知らせ

穴山屋内運動場の完成に伴い、指定避難所に指定したことから、一部地区の指定避難所が変更となります。これにより穴山公民館分館は避難所の指定を解除します。

地区名	地震	洪水・土砂災害
上円井区・下円井区・ 宇波円井区・入戸野区・ 市営円野住宅組	変更なし 円野公民館 円野屋内運動場	変更後 穴山屋内運動場

問い合わせ先

韮崎市総務課 危機管理担当
TEL0551-45-9368



	自主避難所	指定緊急避難場所	指定避難所
目的	自主的な避難所として利用	緊急的な生命の安全確保の場	避難者が避難生活を送るための場
設置責任	地域住民や民間事業者が中心	自治体が指定	自治体が指定
設置場所例	公共施設、民間施設等	公園、広場、学校、運動場など	学校体育館、公民館、集会所など

- ・ **自主避難所**はあくまで住民や地域主導で設置される柔軟な避難施設
- ・ **指定緊急避難場所**は災害直後の緊急避難を目的とし、短時間の利用を想定
- ・ **指定避難所**は避難生活を送るための長期利用を目的とした施設